

京都大学放射線生物研究センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第四十七号)

京都大学放射線生物研究センター規程(昭和五十一年達示第十七号)の全部を次のように改正する。

京都大学放射線生物研究センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学放射線生物研究センター(以下「放射線生物研究センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 放射線生物研究センターは、放射線の生物への影響に関する基礎的研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(センター長)

第三条 放射線生物研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、放射線生物研究センターの所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 放射線生物研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 放射線生物研究センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(研究部門)

第六条 放射線生物研究センターに、次に掲げる研究部門を置く。

放射線システム生物学研究部門

突然変異機構研究部門

晩発効果研究部門

ゲノム動態研究部門

核酸修復客員研究部門

放射線類似作用客員研究部門

(事務組織)

第七条 放射線生物研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。
(内部組織)

第八条 この規程に定めるもののほか、放射線生物研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学放射線生物研究センター協議委員会規程（昭和五十一年達示第十八号）
 - 二 京都大学放射線生物研究センター運営委員会規程（昭和五十一年達示第十九号）
 - 三 京都大学放射線生物研究センター長候補者選考規程（昭和五十一年達示第二十号）